

飲食料品の販売がない事業者の方についても、

軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要です！

軽減税率制度の概要

| 適用開始日 | 消費税率 (内訳:国+地方) |
|------------|---------------------------|
| 現行 | 8% (6.3%+1.7%) |
| 2019年10月1日 | 標準税率10.0% (7.8%+2.2%) |
| | 軽減税率8.0% (6.24%+1.76%) |

軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞
(定期購読契約に基づくもの)

POINT

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。早めの準備をご検討ください。

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲



請求書等の記載事項

会議費や交際費として飲食料品等を購入する場合は、飲食料品の販売がない事業者の方についても、仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率の確認などが必要です。

《区分記載請求書等の記載例》

| 請求書 | |
|--------------------|---------|
| (株)〇〇御中 | |
| ××年11月2日 | |
| 紙コップ | 550円 |
| お茶 ※① | 1,080円 |
| | |
| 合計 | 43,600円 |
| (10%対象 22,000円) | ② |
| (8%対象 21,600円) | |
| ※は軽減税率対象品目 ① (株)△△ | |

《請求書等への記載事項》

| 期 間 | 請求書等への記載事項 |
|------------------------------|--|
| 2019年9月30日まで 【現行】 | <ul style="list-style-type: none"> 請求書発行事業者の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額 請求書受領者の氏名又は名称 |
| 2019年10月1日から 2023年9月30日まで | 上記に加え ①軽減税率の対象品目である旨 ②税率ごとに合計した税込対価の額 |

※請求書等にはレシート、領収書等も含まれます。

仕入先から交付された請求書等に①、②の記載がないときは、「①軽減税率の対象品目である旨」と「②税率ごとに合計した税込対価の額」に限って、追記することができます。

帳簿の区分経理・記載事項

現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

これまで

| 帳簿(会議費) (株)〇〇 | | | |
|---------------|---|--------------|--------|
| 月 | 日 | 摘要 | 金額 |
| 11 | 2 | (株)△△(お茶代ほか) | 43,200 |

軽減税率制度実施後

| 帳簿(会議費) (株)〇〇 ① | | | | |
|-----------------|---|------------|-----|--------|
| 月 | 日 | 摘要 | 税区分 | 金額 |
| 11 | 2 | (株)△△(雑貨) | 10% | 22,000 |
| 11 | 2 | (株)△△(お茶代) | 8% | 21,600 |

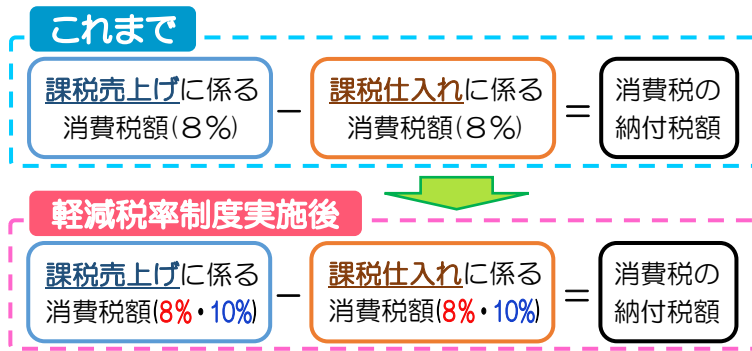
《帳簿への記載事項》

| 期 間 | 帳簿への記載事項 |
|------------------------------|--|
| 2019年9月30日まで 【現行】 | <ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額 |
| 2019年10月1日から 2023年9月30日まで | 上記に加え ①軽減税率の対象品目である旨 |

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります！

消費税申告書を作成する際のイメージ

軽減税率制度実施後は、消費税率が軽減税率と標準税率の2つとなることから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。



《軽減税率制度実施後の税額計算》

| | 軽減税率 8%(A) | 標準税率 10%(B) | 合計 (A+B) |
|-----------------|---------------|----------------|-------------|
| 課税売上げに係る消費税額① | 0円 | 200万円 | 200万円 |
| 課税仕入れに係る消費税額② | 20万円 | 120万円 | 140万円 |
| 合計差引税額 (①-②) | | | 60万円 |



2019年分の申告書を作成する場合には、
①2019年9月までの税率8%、②2019年10月以降の軽減税率8%、③2019年10月以降の標準税率10%の区分が必要です！

課税事業者の方が保存する請求書等の変更

課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

2023年10月からは、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

適格請求書を交付できるのは、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）のみです（適格請求書発行事業者の登録申請の受付は、2021年10月1日から開始されます。）。



免税事業者の方は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者の方との取引に際しては、課税事業者の方が仕入税額控除を行う等のため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

○軽減税率制度・インボイス制度の実施スケジュール

| 現行 | 2019年10月～ | 2023年10月～ |
|--|--|--|
| 請求書等保存方式 ※免税事業者からの仕入税額控除可 | 区分記載請求書等保存方式 ※免税事業者からの仕入税額控除可 | 適格請求書等保存方式(インボイス制度) ※免税事業者からの仕入税額控除不可(注) |
| 請求書 請求書等への記載事項 ・請求書発行事業者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額 ・請求書受領者の氏名又は名称 | 区分記載請求書 現行の請求書等の記載事項に加え、以下の内容を記載します。 ①軽減税率対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに合計した税込対価の額 軽減税率の対象取引がない場合は、現行の請求書等と変更ありません。 | 適格請求書 区分記載請求書等の記載事項に加え、以下の内容を記載します。 ③登録番号 ④税率ごとの消費税額及び適用税率 軽減税率の対象取引の有無にかかわらず、適格請求書等を交付しなければなりません。 |
| 請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可 | | 適格請求書等の交付義務あり ※免税事業者は発行不可 |

(注) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（2023年10月～2026年9月：80%控除可、2026年10月～2029年9月：50%控除可）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。
専用ダイヤル 0120-205-553 または 0570-030-456 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) 内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

軽減税率制度に関する情報は、以下のキーワードで検索！

国税庁 軽減税率 又は 広島国税局 軽減税率 検索

最新の軽減税率制度説明会の開催日程は、こちらから

